

大阪府立茨木高等学校 部活動に係る活動方針

平成31年4月1日

1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。また、各部は、本校生徒会に所属し、その活動は自治活動の一環である。そのため、活動の目的は、単に、知識・技術・競技力等を向上させるだけでなく、生徒個人の人格を尊重するとともに、種々の活動を通して個々の自覚に基づいて自主的精神を扶育し、人間的な成長をめざすことにある。

2. 計画について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 顧問については、部員は複数の教職員に依頼し、一部の教職員に過度の負担が生じないようにする。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は週1日以上設定する。
- (2) 週あたり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、対外試合等で困難な場合にあっては、学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間等）を含め、部ごとに年間で104日以上、休養日を設定する。
- (3) 週末の休養日は原則として月当たり2日以上となるよう設定する。
- (4) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (5) 学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、部員の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

4. 運営・指導について

- (1) 部活動の運営に当たって、体罰や暴力は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、部員の自発性を損なうことのないよう配慮する。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、部員の意欲や自主性、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心がけ、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。